

ID: 37

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	授業料の返還承認		
例規名 根拠条項	村田町立幼稚園授業料徴収条例 第5条ただし書		
例規番号	平成4年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (授業料の不返還)</p> <p>第5条 既に徴収した授業料は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日